

令和7年度第2回鹿児島県学校部活動地域連携等推進協議会 協議概要

1 開催期日

令和8年1月28日（水）午前10時から正午まで

2 開催場所

ホテル自治会館

3 会次第

(1) 開会

(2) 講演

演題：部活動の地域展開等の全国的な実施

講師：スポーツ庁地域スポーツ課 課長補佐 竹河 信裕 氏

(3) 報告事項

ア 県の取組状況について

イ 令和7年度の県内市町村における取組状況について

ウ 令和7年度 国の事業を使った実証事業について

エ 令和8年度地域スポーツ・文化活動推進事業に係る意向調査結果について

オ 部活動に関連する体罰等について

(3) 協議事項

県の方針について

(4) 閉会

4 講演

「部活動の地域展開等の全国的な実施」

スポーツ庁地域スポーツ課 竹河 信裕 課長補佐

- ・ 直近の動き（部活動を取り巻く状況、これまでの取組等）
- ・ 今後の方向性
- ・ 他分野との連携、産官学連携等

【委員からの意見等及び回答】

○ 学校の部活動で勝利至上主義への傾倒や保護者の対応等については、長年にわたって教師が大変苦勞して担ってきた部分がある。一方で、部活動における不適切な指導も無くならない状況である。地域展開した場合の想定はどうか。

→ 認定クラブの要件、指導者の登録も含め、不適切な指導者にはやめていただく制度を作っていく必要がある。地域でクラブや指導者の質を担保していく。

○ 文化系の事例が少ないが、全国の状況はどうか。また、楽器の移動や音楽室の使用も含めて想定しているか。

→ 千葉県における取組においては、吹奏楽の部活動展開は楽器の移動も含めて、音楽室以外での活動は難しいという検証結果もでてきている。

- 部活動地域展開について、運動系についてはよく知られているが、文化系についてはあまり知られていない。周知をどうしたらいいか。
 - 行政の役割が大きいと考えている。文化系は文化庁が所管しているが、国としても事例を増やし周知を強化していきたい。
- 改革実行期間について、令和8年度から令和10年度までを前期、令和11年度から令和13年度までを後期とすることが示された。前期と後期で、どのようなことを進めていく予定であるか。
 - 前期で実施事例を増やしていき、その中で上がってきた問題点や課題への対応も含めて、後期では地域の実態により則したものにしていこうという計画である。
- 成功事例はよく掲載されているが、進まない問題の共有がされていない。
 - 全国の事例によると、スモールステップが大切であると感じる。最初の第一歩をまず踏み出すこと、多くの人を巻き込んで自分の事として考えてもらうようにしていくことが大切である。
- 地方では都市部に比べて指導者不足が深刻である。教師の働き方改革は進むが、一般の人々の働き方改革は進んでいない状況がある。また、地域展開は子ども達が求めるものであるのか。
 - 地域における学校部活動に代わる子どもたちのスポーツ環境として、総合型地域スポーツクラブが担い手のひとつとして期待されている。大人を対象とした活動に子どもたちが一緒に活動する例もある。指導者の質・量の確保のための育成も必要である。
 - 平日の地域展開については、休日の地域展開に比べて課題が多いと報告されており、好事例を参考に解決策を模索しているところである。

5 報告概要

- (1) 県の取組状況について
 - ・ 対面やオンラインなどによる説明等を行った会議等の報告
 - ・ 担当者による県内市町村の直接訪問、状況や課題についての情報共有
来年度も引き続き実施予定
- (2) 令和7年度の県内市町村における取組状況について
 - ・ 県内市町村に対して実施した調査結果、協議会や人材バンクの設置状況、休日・平日それぞれの部活動の地域展開に関する状況、地域連携に関する状況の報告
- (3) 令和7年度 国の事業を使った実証事業について
令和7年度に実証事業を実施している市町
 - [運動部活動：10市町]
鹿児島市、いちき串木野市、枕崎市、南さつま市、出水市、薩摩川内市、長島町、鹿屋市、奄美市、与論町
 - [文化部活動：6市町]
鹿児島市、いちき串木野市、南さつま市、薩摩川内市、鹿屋市、与論町
 - ・ 詳細については、今後スポーツ庁・文化庁に提出する報告書等を用いて、来年度の第1回協議会において報告

- (4) 令和8年度地域スポーツ・文化活動推進事業に係る意向調査結果について
- ・ 現在実施している実証事業（国10/10負担）は本年度までとなり，来年度からは補助事業（国・県・市町村1/3負担）が実施
 - ・ 新たな補助事業については，今後，国が示す事業概要を受けて，運動系においては20～22市町村，文化系においては14～16市町村が実施の意向を示している

※ 報告事項に関する委員からの意見等なし

6 協議事項

県の方針について

- ・ 国が12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を受け，県としても「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」を新たに策定することとし，準備を進めている。
- ・ 県の新たな方針（案）については，国の新たなガイドラインの内容をほぼ踏襲して作成する予定。
- ・ 国の新たなガイドラインと県の新たな方針（案）における相違点に関する説明。
「学校部活動の在り方」を記載する順番について
休養日に関する記載について

- ※ 県が提案した方針（案）については概ね了承を得られた。その他の委員からの意見等は以下のとおり
- ・ 教育委員会だけでなく，広く社会全体に周知すべき。周知の方法についても，今後検討してほしい。
 - ・ 指導者不足などへの対応として，高校や大学との連携も検討してほしい。
 - ・ 「関連する制度の在り方」として，暴言・パワハラ・セクハラ等の問題事象があった場合に，責任の所在の在り方について整理しておいた方がよい。
 - ・ 全国中体連においては，休日のみではなく平日も併せた展開でなければ，なかなか進まないのではないかと，という意見が出ている。
 - ・ 保護者負担について，家庭の状況による体験格差が生まれないように，生活困窮世帯に関わらず，全体的に低廉な額とすべき。